

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十七号

##### 教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 行政財産の貸付け及び地上権又は地役権の設定に係る契約等に関すること。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。